

秋田県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業補助金Q&A

	質問	回答
	【事業全般】	
1	事業対象は、1法人当たり、1事業所当たりのどちらか。	1事業所当たりになります。
	【事業全般】	
2	技能実習生向けの取組は補助対象となるか。	取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。
	【事業全般】	
3	今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。	補助対象になります。ただし、雇用予定であることを証明する書類が必要になります。
	【事業全般】	
4	補助対象経費は明確に区分する必要があるか。	各経費がどの補助対象事業に該当するか明確に区分する必要があります。 なお、実績報告の際は、各経費の支出に係る関係書類（契約書や領収書の写し等）の提出が必要となります。
	【事業全般】	
5	経費を支払う際は、クレジットカード払いでも良いのか。	経費の支払いについては、原則として現金又は口座振替によるものとします。ただし、インターネットでの物品購入などクレジットカード払い（法人カードに限る）によらなければいけない場合などにおいては、最終的に法人口座からの引き落としが確認された日が支払完了日となり、年度内に引き落としとなる必要があります。
	【事業全般】	
6	職員が県外で研修を受ける際に、本人が支払った交通費を、事業所が後から負担するのは補助対象となるか。	補助対象となりますが、事業所から本人に旅費を支払ったと確認できる書類が必要となります。
	【コミュニケーションを促進する取組関係】	
7	オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象になるか。	本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象とします。なお、日常生活や業務以外の目的にも利用する場合は補助対象外です。
	【コミュニケーションを促進する取組関係】	
8	日本語能力試験に係る費用は補助対象になるか。	日本語能力試験受講費及び試験を受講するために要した公共交通機関の利用料金は補助対象とします。ただし、いずれも事業者が全額を負担した場合に限ります。

9	<p>【外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係】</p> <p>事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。</p>
10	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。</p>	<p>交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外です。 なお、地域との交流会等についても同様です。食糧費として補助対象経費と認められるのは、講師や参加者に対する茶菓子代程度になります。</p>